特別清算開始

令和７年（ヒ）第１８号

埼玉県鴻巣市赤見台４丁目10番13号
清算株式会社　株式会社太陽造型
代表清算人　宮田　晃子

1　決定年月日　令和７年10月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第７号

佐賀市大和町大字久池井886番地１
清算株式会社　株式会社アクセス
代表清算人　前野　正博

1　決定年月日　令和７年10月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

佐賀地方裁判所

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第６号

栃木県栃木市片柳町１丁目16番14号
清算株式会社　株式会社片柳商店
代表清算人　宮﨑　好則

1　決定年月日　令和７年10月14日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、清算株式会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額を、別紙「債権額（議決権額）一覧表」の「基準債権額」記載の債権額（元本額）に応じて按分して弁済する。
2　割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。
3　第１項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
4　各協定債権者は、第１項乃至第３項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額（利息及び遅延損害金等、元本以外の金額も含む。）につき、その債務を免除する。
5　第１項乃至第３項の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙「債権額（議決権額）一覧表」の「基準債権額」記載の債権額（元本額）の割合に応じて弁済する。

この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

宇都宮地方裁判所第１民事部

監督命令

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始